

井戸用配管と給水管を接続すること (クロスコネクション)は禁止されています。

クロスコネクション(誤接合)について

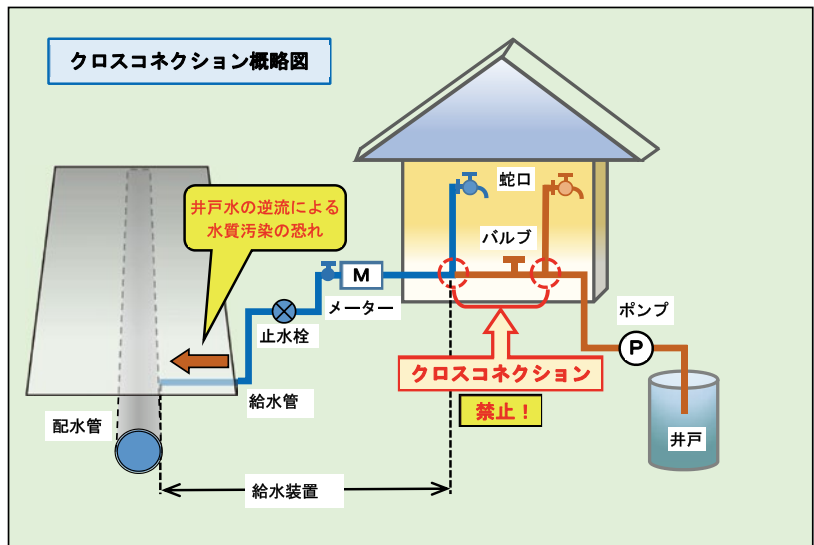
◇クロスコネクションとは

クロスコネクション(誤接合)とは、上水道を給水する「給水装置」と井戸水や農業用水等の「上水道以外の管」が直接接続されている状態のことをいいます。図のように井戸用配管と給水管をバルブで切り替えて使用しているような場合もクロスコネクションになります。クロスコネクションは、水道水の汚染を防止し、安全性を確保するため、法令により固く禁止されています。

◇禁止されている理由

このような配管を行ってしまうと、バルブの故障や操作ミスにより、井戸水などが配水管に逆流する恐れがあり、周辺のご家庭で飲用に適さない(消毒されていない)危険な水を飲んでしまうことになり、広範囲に渡って健康被害を引き起こす恐れがあります。

また、反対に水道水が井戸に流れ込むと、上水道を使用していなくても使用水量が増加してしまいますが、使用者側の管理責任上の問題の為、使用水量の減免対象とはならず、その料金は全額納付となります。



◇クロスコネクションになっている場合

クロスコネクションが判明した場合は、速やかに給水管と誤接合されている管の切離し工事をしてください。工事は指定給水装置工事業者に依頼し、その際の工事費用は、お客様の負担となります。なお、切離しが確認されるまでの間、法令に基づき、給水を停止することがあります。

関係法令について

給水装置の構造及び材質については、水道法第16条に、「水道事業者は当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申し込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。」とあり、政令で定める基準は水道法施行令第6条で規定させていて、その第1項第6号に「当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。」とあります。

※「当該給水装置以外の水管」とは、工業用水道、井戸水、農業用水道、温泉、雨水等の貯留水、薬品関係など上水道以外の配管のほか、上水道の受水槽以下の配管も含まれます。

問い合わせ

給水課給水係 048-591-2775(代)

年末年始の業務について

年末の業務は12月28日(火)までとなり、年始は1月4日(火)から業務開始となります。年末は業務が大変混雑しますので、水道料金のお支払い、水道の使用開始・中止のご連絡はお早めにお願います。なお、漏水修理などの緊急の受付は年末年始も平常どおりおこないます。

水道議会だより

令和3年第2回定例会が8月24日(火)に開催され、次の議案が原案のとおり可決及び認定されました。

○令和2年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について